年金相談室通信 第 23 号

2011年4月25日

全日本年金者組合中央本部 年金相談室

- * 東日本大震災での年金の受給・裁定・相談に特別の手当てをせよ
- * 年金の受給資格期間25年を、当面10年に短縮せよ
- * 基礎年金の国庫負担分については、3.3万円を65歳以上のすべての人に支給せよ
- * 全額国庫負担による最低保障年金制度をつくれ
- * 後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、老人保健制度にもどせ
- *「宙に浮いた・消えた・消された」年金記録は、1人の犠牲者も出さず解決せよ
- * 消費税増税に反対

東日本大震災での被災者の方々に、心からお見舞い申し上げます。

何も持たずにやっと災害から逃れた被災者の方たち、行方不明の人々を探す方たち、 避難所や親戚・友人宅で暮らす方たちの切実な要求をお寄せください。

4月15日は、東日本大震災以後、最初の年金定期支払日でした。被災された受給者の 方々に、年金は無事届いたのか心配です。

郵便局や地方銀行などの金融機関が壊れ、役所や年金事務所も壊れた状況のなかで、 年金の受け取りには困難があると予想されます。

全日本年金者組合は、厚生労働省・日本年金機構にきめ細かい対応を求めています。年金相談室では、みなさまからのご相談・ご連絡をお待ちしています。

|Q,カードも通帳も持たずに津波から逃げました。年金を受け取れるでしょうか。|

A , 年金者組合では、厚生労働省、日本年金機構と直接話し合いました。 カード、通帳、印鑑がなくても、年金は受け取れます。いろいろなケースに対応して くれることになっていますから、年金事務所、金融機関に申し出てください 年金者組合にもご相談ください。

Q , 行方不明の場合、年金の受け取りはどうなるのでしょうか。

A , 年金は、原則として本人のみが受給できるので、影響の大きい問題です。

行方不明については、「3月11日から3ヶ月経過した6月11日に行方不明の場合には死亡とみなす」という特別法をつくることで調整中とのことです。

老齢年金は死亡した月までの分、遺族年金は死亡の翌月分からの受給となります。

被災者の未支給年金の受け取り・遺族年金の裁定請求など、これから大量の事務が発生します。日本年金機構・年金事務所では特別の体制が必要です。

日本年金機構は、被災地の年金事務所への応援体制をとっていますが、被災地への応援には、幅広く対応できるベテランの力が必要です。

現状は、質的にも、量的にも応援体制をさらに充実する必要があります。

Q、年金積立金はいくらぐらいあるのですか。東日本大震災の復旧・復興費に関連して 積立金を取りくずす計画があるそうですが、年金は大丈夫でしょうか。

A, 年金積立金は、厚生年金が 120.8 兆円、国民年金が 7.5 兆円、共済年金を含めると 177.6 兆円になります (平成 22 年度 3 月末の時価ベース)。

毎日新聞(4月13日)朝日新聞(4月19日)東京新聞(4月23日)その他のメディアの記事によると、政府は、基礎年金の国庫負担分として用意した「埋蔵金」2.5兆円を震災復興費に充てて、結果的には、基礎年金の国庫負担分を年金積立金から流用する意向のようです。

「震災復興のためといわれると反対しづらい」(年金局幹部)けれど、細川厚労相は、「年金財政の悪化」を理由に、年金積立金取りくずしに異議をとなえるなど、政府内にも異論があるとのことです。

年金積立金は、加入者が払った保険料を積み立てたものであり、他に流用することは、本来許されることではありません。少子高齢化が進むなかで、将来の年金の支払いにあてるためのものであり、流用は年金制度の財政基盤をゆるがすことにもなります。

高齢社会では、年金制度の安定は絶対的に必要なものであり、年金積立金の流用などあってはなりません。

過去に年金積立金の取り崩しが5兆円あり、そのうち3兆円は未返済という前例もあります。

震災復興費は、今後長期間にわたる支出が予想されます。結果的に年金積立金の流用 になるような方法ではなく、長期的な展望のもとに財源を検討すべきであります。

日本が経験したことのない大災害のなかで、米軍への思いやり予算、政党助成金、大企業の内部留保 244 兆円などは、この際検討されるべきと思います。

混乱する状況のなか、「給付減・社会保障抑制論」などが出てきています。国民の生活を守ろうとしない動きに警戒が必要です。

年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前 11 時から午後 4 時までです。

電話でのご相談は、03-5978-2751 FAX は、03-5978-2777

E - m a i 1 / honbu@nenkinsha-u.org

電話・FAX/メール・手紙等で、相談・質問・意見・何でもお寄せください。 (全日本年金者組合・年金相談室 阿久津嘉子)